



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 9 日 (火)
号外第 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則 (63) (畜産課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県養蜂振興法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

養蜂の振興の推進のため、養蜂の振興に関する事務を家畜保健衛生所から総合事務所又は農林事務所に移管することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 飼育届の届出先及び転飼養蜂の許可申請書の経由先を家畜保健衛生所長から総合事務所長又は農林事務所長に改める。

(2) 蜜蜂の飼育届の届出事項に蜜源等を加えるとともに、押印を廃止する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成25年8月1日とする。

規 則

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県養蜂振興法施行細則（昭和31年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、<u>蜜蜂の飼育の場所を管轄する総合事務所長（日野郡の区域にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長。以下同じ。）又は農林事務所長（八頭郡の区域にあっては、東部農林事務所八頭事務所長。以下同じ。）</u>に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する<u>総合事務所長又は農林事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第2条 法第3条第1項又は第3項の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所を管轄する<u>家畜保健衛生所長</u>に様式第1号による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する<u>家畜保健衛生所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>

第2条 鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

蜜蜂飼育届（飼育変更届）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
電話番号
氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第3条第1項（第3項）の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届（蜜蜂飼育変更届）を提出し

ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	養蜂の種類 (該当に○)
		西洋 日本

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼 育 予 定 最大計画蜂群数	蜜源	飼育状況 (該当に○)	飼育期間
			定飼・転飼	1月 1日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 12月 31日まで

備考1 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。

2 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

3 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。地番が不明な場合は、飼育場所が特定できる地図を添付すること。

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。